

会議結果報告書
(会議内容全文)

会議の名称	令和4年度第3回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	令和4年8月30日(金) 14:30~15:15 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 5名/5名中	星 信子、加藤 智恵、菊地 秀一、深澤 梨恵、藪 淳一 (敬称略)
傍聴者数	3名

議事	概要
1. 札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて	<p>【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</p> <p>本日の部会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて」 ・「利用定員の設定について」 ・「保育所（創設）の整備計画及び認可について」 <p>に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。</p> <p>なお、「保育所（創設）の整備計画及び認可」についての審議は、非公開で行うこととし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料1-1 「札幌市子ども・子育て支援事業計画 中間見直しについて」 ○資料1-2 「札幌市子ども・子育て支援事業計画 改定案（新旧対照表）」 を用いて説明</p> <p>【意見・質問なし】</p> <p>【審議結果】</p> <p>認可・確認部会における中間見直しの審議内容については、当該資料のとおり、本会議で報告することを承認する。</p>
2. 利用定員の設定について	<p>【事務局説明】</p> <p>○資料2-1 「利用定員の設定について」を用いて説明</p> <p>資料2-1が施設の利用定員の案で、公立保育所1件、私立保育所2件、計3件の利用定員の設定となっている。</p> <p>「中央区保育・子育て支援センター（以下「ちあふる・ちゅうおう」という。）」に</p>

については、公立保育所であるため、整備計画及び認可に関する審議事項には含まれず、この審議事項においてのみ確認いただくものとなる。

ちあふる・ちゅうおうの2・3号利用定員は120人の設定となるが、移転統合予定のあけぼの保育園（定員90人）との差し引きで、2・3号利用定員は30人の増加となる。

その他、私立の保育所2件はいずれも新設となり、2・3号利用定員が各40人の増加となる。

○資料2-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明

資料2-1でご説明した新たに設定する利用定員を原案のとおり設定した場合、本市の教育・保育の需給状況がどのようになるのかを示している。

表の構成は、左から順に行政区名、年齢区分となっており、その隣の(A)が令和4年4月時点の供給量、その右隣りが令和4年度中に決定する確保方策ごとの供給量である。今回ご審議いただく整備案件で確保する供給量のほか、令和4年3月に開催した令和3年度第4回認可・確認部会でご審議いただいた案件や既存施設の定員変更等も反映しており、それらを①から⑦の整備手法ごとの供給量に分類し、その合計を(B)で示している。

今回の整備計画についてご承認いただける場合、既にご承認いただいている分も含めると、令和4年度において、1号定員を除いた合計で201人分の供給量の確保ができる見込みである。

また、(C)では、(A)に(B)を加えた令和5年4月時点の供給量を示している。また、その右側の(D)には同じく令和5年4月の保育のニーズ量を示している。こちらについては、現在、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの内容が確定していないことから、見直し前のニーズ量を掲載している。

供給量(C)とニーズ量(D)の差については、一番右側の「需給状況(C-D)」で示している。

全市として2号保育は不足しているものの、2号教育と合算すると概ね充足する状況になっているが、一部の区においては供給量が不足している区分が発生しているところである。

今後の供給量確保については、現在ご議論いただいている子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの内容に基づいて取り組んでまいりたいと考えている。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○資料2-2には、ちあふる・ちゅうおうの設置による利用定員の設定についても含まれているか。

→「令和4年度中に決定する供給量の確保方策・量」の「④教育・保育施設」に含ま

<p>3. 保育所 (創設)の 整備計画及 び認可につ いて</p>	<p>れている。</p> <p>上記の質疑の後、提示した保育所等の利用定員の設定は、「保育所（創設）の整備計画及び認可について」の承認を前提として承認された。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○報告事項 整備計画の中止について</p> <p>※ 配布資料なし</p> <p>令和4年3月8日に開催した令和3年第4回認可・確認部会でご審議いただいた整備案件について、1件ご報告がある。手稲区に保育所を新設で整備する予定の「元気っ子保育園・前田北」について、整備決定の後に、やむを得ず事業を辞退したいとの届出があった。</p> <p>そのため、当該整備については中止となったことをご報告する。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料3「保育所（創設）の整備計画及び認可」を用いて説明</p> <p>今回審議いただくものは、いずれも補助事業として、新築の建物の全部を賃貸して整備する計画である。</p> <p>整備地域については、中間見直し後の需給計画において、未だ「供給が不足することが見込まれる区」について、「区としての不足量」や「地域ごとの状況」を分析した上で、対象地域を選定しており、今回は、西区（手稲東、琴似、手稲宮丘）、手稲区（手稲中央、新発寒、手稲鉄北）の計6小学校区において募集を行った。</p> <p>本日は応募のあった案件について、整備計画についてご審議いただきたい。</p> <p>資料3-1の審査案件一覧をご説明する。</p> <p>今回の募集では3件の応募があったが、うち1件は、事業者から辞退の届出があったため、残り2件についてお諮りする。</p> <p>整備地域は、手稲区の手稲鉄北小学校区に1件、手稲中央小学校区に1件となり、いずれも令和5年4月1日開園の予定である。</p> <p>整備区分は補助金を活用して行う補助整備、自己資金のみで行う自主整備のどちらかとなるが、今回はいずれも補助整備である。</p> <p>設置者は、1番が合同会社、2番が一般社団法人である。</p> <p>これらの整備による定員の増加数は、2件合計で80人分となる。</p> <p>次に、資料3-2にて、各整備計画の審査結果について、まずは確認内容をご説明する。</p> <p>「事業計画との整合性」、「設置地域における当該施設の必要性」では、札幌市で定めた「第4次さっぽろ子ども未来プラン」での保育の需要計画に対して整備が過剰になっていないこと等を確認している。</p>
--	--

次に「用地の確保状況」では、土地を自己所有またはその準備ができていないことを確認している。今回の応募は、賃貸物件での整備であるため、保育に必要なスペースが適切な条件で借りる準備ができていないことを確認している。

「施設の基本プラン」では、必要な部屋・設備が設置され面積等の基準を満たしていることを確認している。

「資金計画」については、整備に必要な資金を確保していることを確認している。さらに、社会福祉法人や学校法人以外の法人（株式会社等）は、年間事業費の1/12、物件を賃貸する場合は、年間の賃貸費用に加えて1千万円を普通預金等の形で保有している必要があり、その確認をしている。また、株式会社等は、「3期以上連続しての損失計上がないこと」、「債務超過状態でないこと」も確認している。

「設置主体の事業実績」では、当該事業者が行政から重大な指導を受けていないことを確認している。

「設置主体の役員構成」では、株式会社等の場合は「運営委員会」を設置することを求めているため、設置の予定があること、さらに学識経験者等の保育に知見のある方が委員会へ参加する予定であること等を確認している。

「準備状況」では、法人として適正な意思決定のもとで承認されたものであることを確認している。

以上が各項目の概要となっており、すべての案件が、全項目で「適」と評価している。

続けて、それぞれの施設について、ご説明する。

1番の「手稲みつばち保育園」は、「合同会社 SANSUI(サンスイ)」が手稲区前田4条13丁目に整備する定員40人の保育所で、新たに建築される2階建て賃貸ビルに整備する計画。屋外遊技場は敷地内に設置し、保育室等は1,2階に設ける計画となっており、屋外階段の設置等の対策を行うことを確認している。

なお、当該事業者は、市内で保育所1園、小規模保育事業所1園を運営しているほか、江別市でも保育所を1園運営している。

2番の「手稲中央さら〜れ保育園」は、「一般社団法人さら〜れ保育園」が手稲区富丘3条5丁目に整備する定員40人の保育所で、新たに建築される2階建て賃貸ビルに整備する計画。屋外遊技場は敷地内に設置し、保育室等は1,2階に設ける計画となっており、こちらも屋外階段の設置等の対策を行うことを確認している。

なお、当該事業者は、市内で小規模保育事業所3園を運営している。

以上、2件の計画については、いずれも審査基準を満たしていることから、総合評価を「適」と判断している。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○補助金の対象経費や補助金金額はどのように計算しているのか。

→今回の募集は、建物を賃貸して保育所を整備する事業者の募集であり、補助金の対象となる経費は、建物の内装工事にかかる費用である。また、当該補助事業は国の補助金を活用した国庫補助事業であり、国の負担額に本市負担額を上乗せした金額が整備事業者への補助金額となる。補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じて計算を行っている（ただし、国で定める定員規模に応じた補助上限額あり）。

○屋外遊戯場について、児童等が声を出して遊ぶことが可能な地域であるかを審査基準として設定しているか。

→屋外遊戯場の基準は、児童数に応じた面積を基準としており、声を出して遊ぶことが可能な地域かどうかは、基準として設けてはいない。近隣の方々がどう感じるかという面もあるため、基準として設定することは現実的に難しい。

上記の説明の後、設置認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。